伊万里市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則をここに公 布する。

平成17年6月23日

伊万里市長 塚 部 芳 和

伊万里市規則第23号

伊万里市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊万里市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例 (平成17年条例第28号。以下「条例」という。)の規定に基づき、公の施設 の指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第2条 条例第2条の規定により、指定管理者を公募するにあたっては、伊万里市 広報、伊万里市のホームページ等への掲載その他の適切な方法により公表するも のとする。

(申請書等)

- 第3条 条例第3条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書(様式第1号)によるものとする。
- 2 条例第3条第2号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 団体の定款、寄附行為若しくは規約又はこれらに類する書類
 - (2) 団体の活動実績及び事業の収支を説明する書類
 - (3) 法人にあっては、法人登記簿の謄本
 - (4) 課税されている団体にあっては、市長が必要とする納税証明書
 - (5) その他市長が指定管理者を指定するために必要な書類 (指定管理者の指定)
- 第4条 市長は、条例第4条の規定により指定管理者を指定したときは、指定管理 者指定決定書(様式第2号)を当該指定管理者に交付するとともに、公の施設の 管理運営に関し当該指定管理者と協定を締結するものとする。
- 2 前項に規定する場合において、市長は、遅滞なくその旨を告示しなければならない。条例第8条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき、及び期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じたときも、同様とする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

年 月 日

伊万里市長 様

申請者 住所

団体名称

代表者名 印

電話番号

指定管理者指定申請書

地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、伊万里市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 公の施設の名称
- 2 添付書類

伊万里市指令 第 号

年 月 日

樣

伊万里市長 印

指定管理者指定決定書

伊万里市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条の規定により、 公の施設の指定管理者として貴団体を指定します。

- 1 公の施設の名称
- 2 指定管理者として指定する期間
- 3 その他